

## 基本合意書

株式会社A（以下「甲」という。）とB株式会社（以下「乙」という。）とは、第1条にいう本件について、以下のとおり合意したので、この基本合意書（以下「本合意」という。）を締結する。

### 第1条（本合意の目的）

本合意は、甲乙間の2015年6月1日付け「業務提携基本契約書」（以下「提携契約」という。）に基づいて締結された各個別契約（別紙1）に関する、2021年3月15日までの履行、不履行、その他関連行為について、甲と乙が和解し、その条件を定めることを目的とする。

### 第2条（解決金）

- 乙は、甲に対し、本件に関する解決金として、金1000万円の支払義務を負うことを確認する。ただし、乙が2024年3月31日まで第4条の義務を履行した場合、同支払義務は免除される。
- 乙は前項の支払義務が免除されない場合、甲に対し、前項に定める金員を、2024年4月末日限り、甲の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。この場合の振込手数料は乙が負担する。

### 第3条（著作権の帰属）

- 甲及び乙は、別紙2-1記載の著作物の著作権は、甲に帰属することを確認する。その利用に関する条件は、提携契約第19条に従う。
- 甲及び乙は、別紙2-2記載の著作物の著作権は、甲乙の共有（持分均等）であることを確認する。その利用に関する条件は、提携契約第19条に従う。

### 第4条（業務委託の条件）

- 提携契約第15条に基づき甲が乙に対して業務委託する場合の清算係数は、2024年3月31日までの間、同条の定めにかかわらず、13.5とする。
- 乙は、2024年3月31日までの間、提携契約を解約又は不更新とすることができず、合理的な理由がない限り甲からの注文を拒むことができない。

以下省略